

(別表 1)
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害リスク

【洪水：平取町防災ガイドマップ】

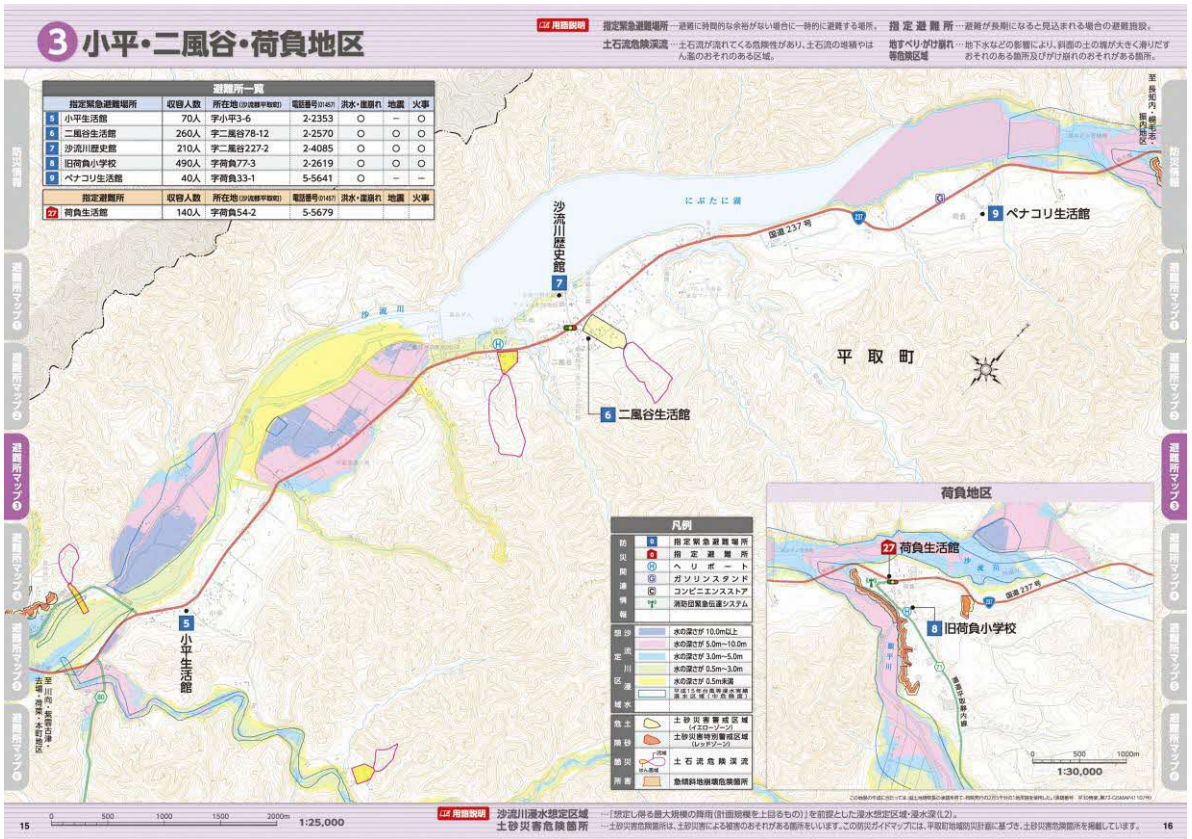
当町を流れている一級河川・沙流川とその支流・額平川が大雨により氾濫した場合の浸水想定区域は、平取町防災ガイドマップによると、本町地区の国道237号線沿線では、中心市街地の一部が5.0m～10.0mの浸水想定区域となっており、また、住宅地の一部では10.0m以上の浸水想定地域とされている。

I、紫雲古津～本町地区



(出典：平取町防災ガイドマップ)

II、小平・二風谷・荷負地区



地区	浸水想定	小規模事業者数
小平・二風谷	0.5m～10.0m以上	37
荷負	0.5m～10.0m以上	4

(出典：平取町防災ガイドマップ)

IV、振内・長知内・幌毛志地区



地区	浸水想定	小規模事業者数
振内	5.0m～10.0m未満	33
長知内	3.0m～5.0m未満	4
幌毛志	3.0m～5.0m未満	0

(出典：平取町防災ガイドマップ)

V、岩知志・豊糠地区



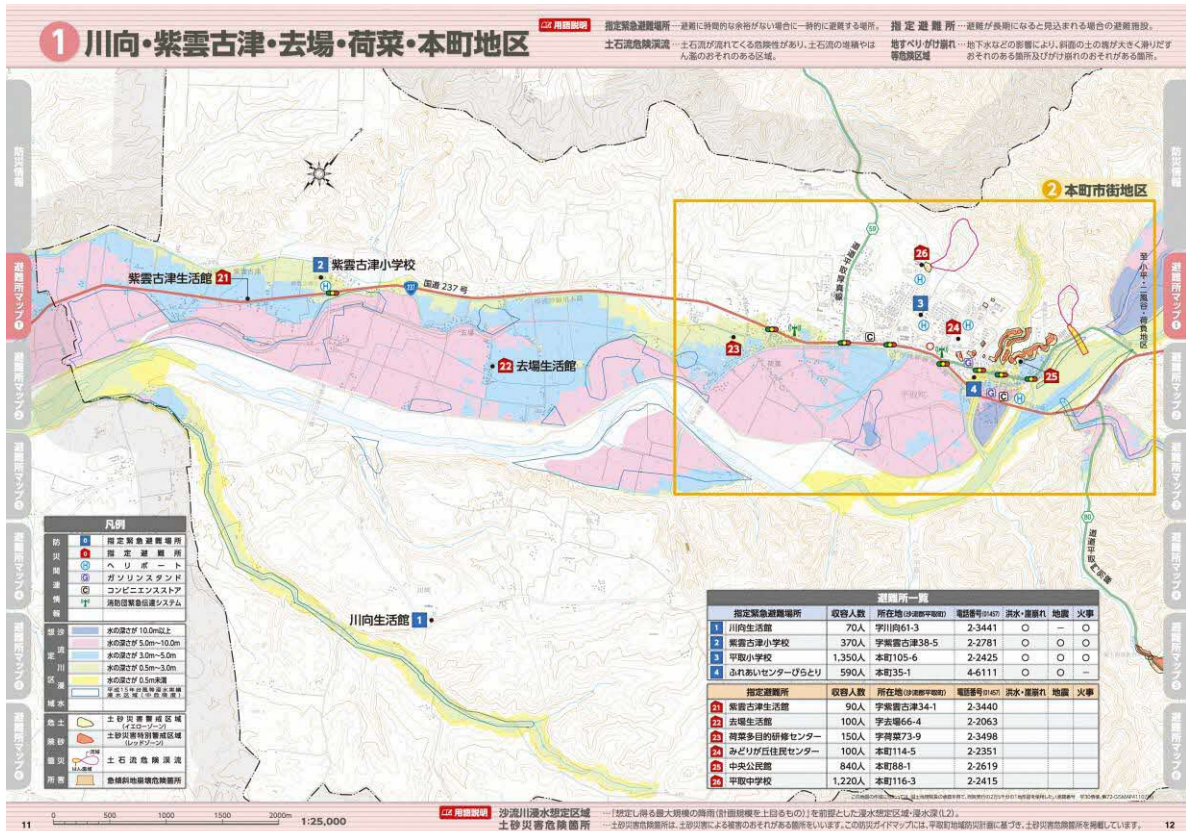
地区	浸水想定	小規模事業者数
岩知志	0.5m～10.0m未満	1
豊糠	0.5m～10.0m以上	2

(出典：平取町防災ガイドマップ)

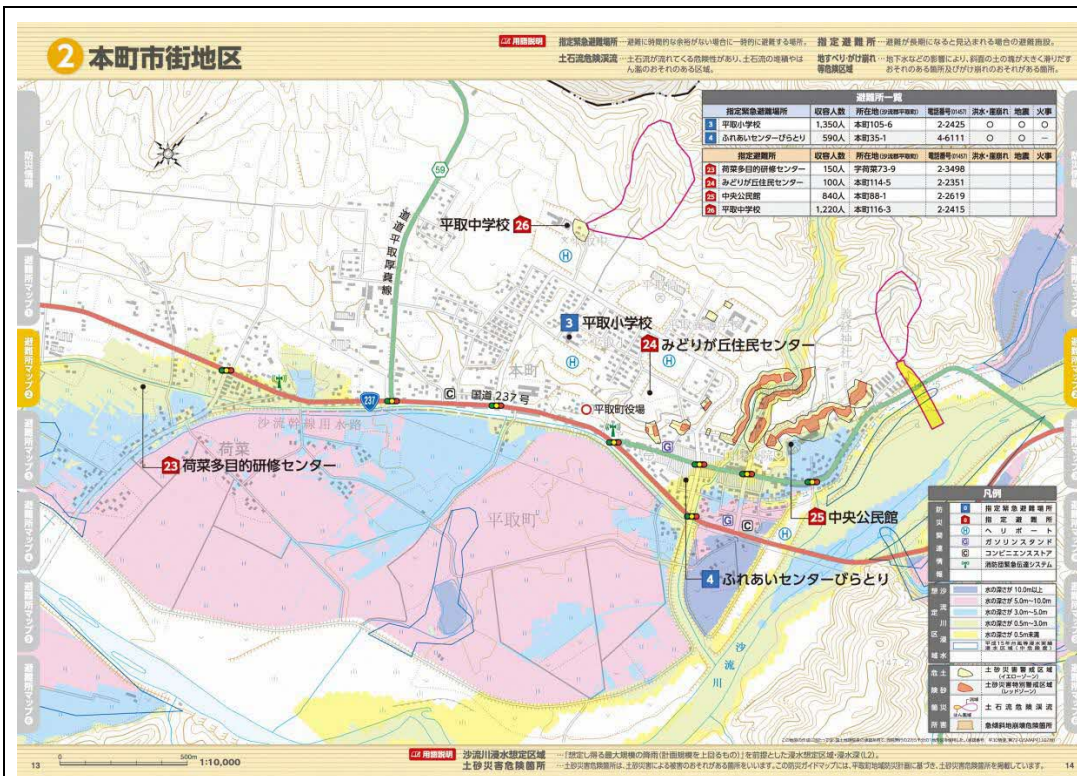
【土砂災害：平取町防災ガイドマップ】

平取町防災ガイドマップによると、平取町の本町地区・荷負地区・川向地区・貫気別地区・振内地区・岩知志地区が急傾斜地の崩壊や土石流による土砂災害警戒区域・土砂災害特別区域に指定されている。

I、紫雲古津～本町地区



(出典：平取町防災ガイドマップ)



土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

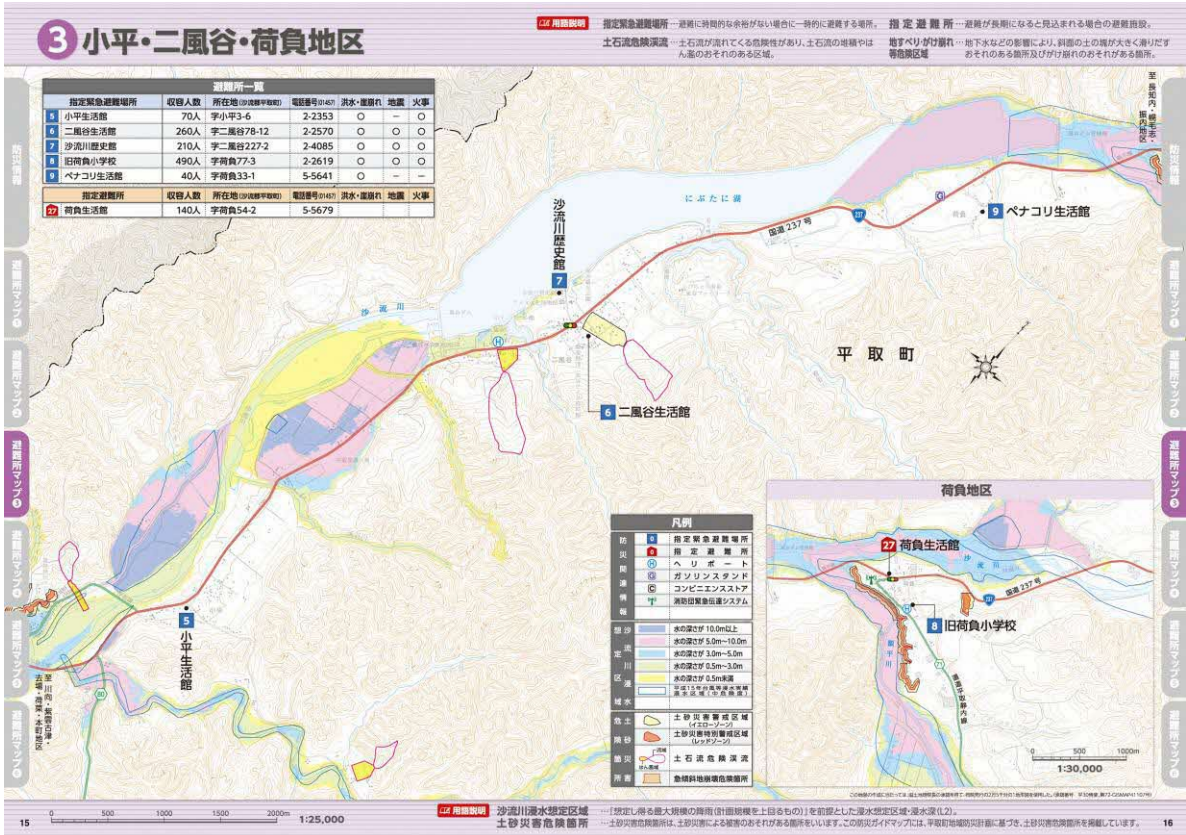
指定個所名	所在地	自然現象の種類
平取町本町 1	平取町本町（本町上団地手前神社下）	急傾斜地の崩壊
平取町本町 2	平取町本町（病院の沢 神社側）	急傾斜地の崩壊
平取町本町 3	平取町本町（病院の沢 平和塔側）	急傾斜地の崩壊
平取町本町 4	平取町本町（町民体育館裏）	急傾斜地の崩壊
平取町本町 8	平取町本町（かつら団地法面）	急傾斜地の崩壊
平取町本町 9	平取町本町（びらとり農協裏）	急傾斜地の崩壊
平取川向 1	平取町字川向（平取町外 2 町衛生施設）	急傾斜地の崩壊
平取川向 2	平取町字川向（平取町外 2 町衛生施設）	急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

指定個所名	所在地	自然現象の種類
平取町本町 7	平取町本町（養護学校寄宿舎裏）	急傾斜地の崩壊
オバウシナイ小川	平取町本町	土 石 流
義経神社の沢川	平取町本町（病院の沢 平和塔側）	土 石 流
平取町本町 4	平取町本町（町民体育館裏）	急傾斜地の崩壊
平取町本町 8	平取町本町（かつら団地法面）	急傾斜地の崩壊
平取町本町 9	平取町本町（びらとり農協裏）	急傾斜地の崩壊

（出典：平取町防災ガイドマップ）

II、小平・二風谷・荷負地区



土石流災害警戒区域（イエローゾーン）及び土石流災害特別警戒区域（レッドゾーン）

指定個所名	所在地	自然現象の種類
平取荷負1	平取町字荷負（平取町斎場奥）	急傾斜地の崩壊
平取荷負2	平取町字荷負（沙流川に近い法面）	急傾斜地の崩壊

土石流災害警戒区域（イエローゾーン）

指定個所名	所在地	自然現象の種類
ユーラップ小沢川	平取町字小平	土石流
吉田川	平取町字小平	土石流
オクノ沢川	平取町字二風谷	土石流
ユオイ沢川	平取町字二風谷	土石流

（出典：平取町防災ガイドマップ）

Ⅲ. 貫気別・旭・芽生地区



土砂災害警戒区域 (イエローゾーン) 及び土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

指定個所名	所在地	自然現象の種類
平取貫気別 1	平取町字貫気別 (互願寺裏)	急傾斜地の崩壊
平取貫気別 2	平取町字貫気別 (互願寺地先)	急傾斜地の崩壊

(出典: 平取町防災ガイドマップ)

IV、振内・長知内・幌毛志地区



土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

指定個所名	所在地	自然現象の種類
平取振内	平取町振内（振内墓地地先）	急傾斜地の崩壊
振内川	平取町振内	土石流

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

指定個所名	所在地	自然現象の種類
アサチ内二の沢川	平取町字長知内	土石流
幌毛志川	平取町字幌毛志	土石流

（出典：平取町防災ガイドマップ）

V、岩知志・豊糠地区



土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

指定個所名	所在地	自然現象の種類
平取岩知志2	平取町字岩知志（仁世字川河川敷法面）	急傾斜地の崩壊

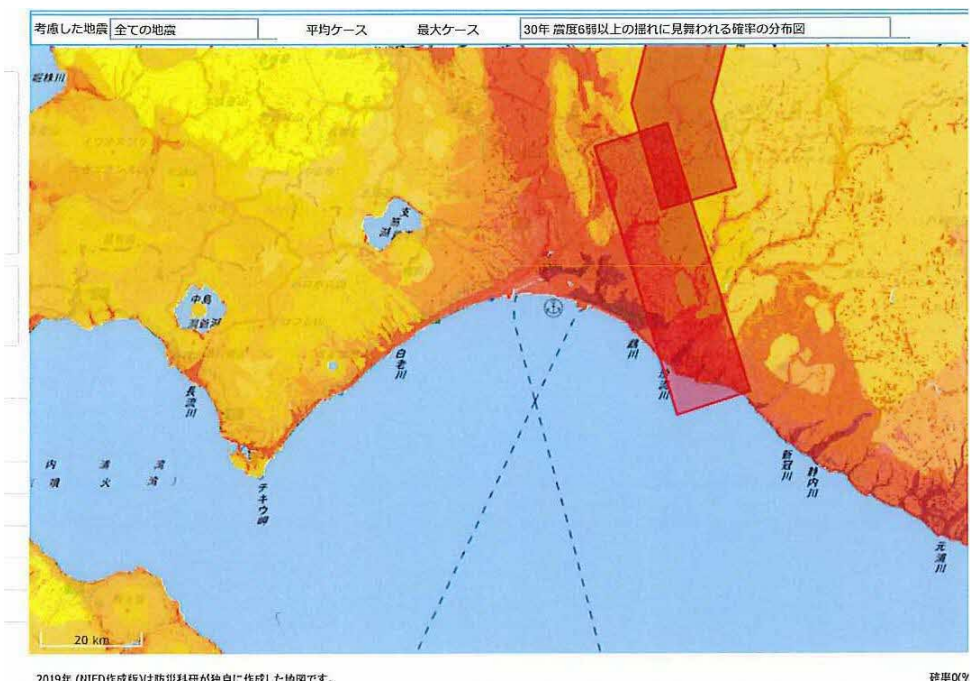
（出典：平取町防災ガイドマップ）

【地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS】

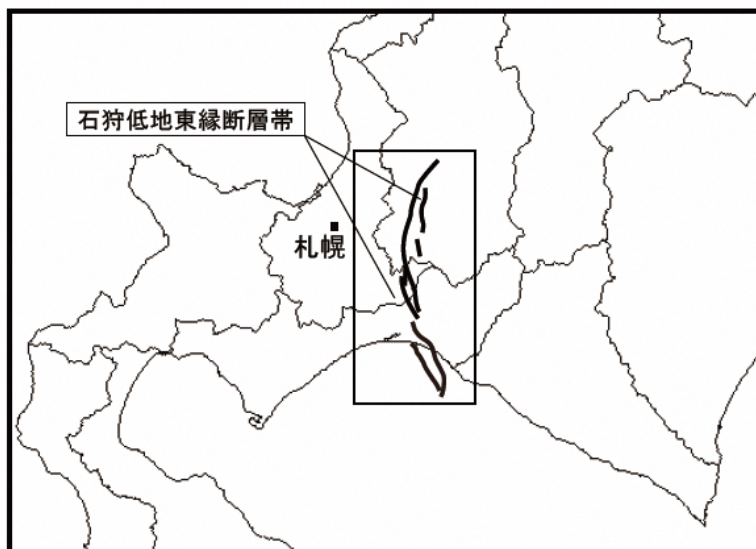
2018年9月に発生した北海道胆振東部地震により平取町では震度6弱を観測し、建物、設備、備品等の損壊やブラックアウトの影響により、電気が確保できないことで食品の廃棄や物流が滞るといった問題が発生した。

また、石狩低地東縁断層帯南部については勇払郡安平町から沙流郡日高町海域付近まで至る（約54km）ためこれを震源とした地震が発生すれば平取町も大きな被害が想定されるため今後警戒が必要である。

地震ハザードステーションの地震予測地図によると地震発生により震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は今後30年以内で約6%～40%となっている。



(出典：地震ハザードステーション)



(出典：地震調査研究推進本部)

【当町の過去における災害記録】

発生年月日	災害種別	災害の概要
平成4年8月9日	暴風雨 (台風10号)	農作物923ha、農業用施設は250か所の被害。
平成9年8月9日～13日	大雨	農業施設19か所被災。道路は45か所。
平成13年9月11日～12日	大雨 (台風15号)	農地・農作物・道路など被害。小中学校のでも被害。
平成15年8月9日～10日	大雨 (台風15号)	住宅全壊3棟、床上浸水4棟、床下浸水25棟、農地道路にも被害。
平成18年8月18日～19日	大雨	住宅床上浸水2棟、床下浸水25棟、その他中学校・公園・生活館などに被害。
平成30年9月6日	地震(震度6弱) (胆振東部地震)	負傷者3名、住宅半壊3棟、その他施設等に被害

(出典：平取町防災ガイドマップ・北海道日高振興局HP)

(その他)

当町では、これまでも大雨による数々の水害に見舞われてきた。特に平成18年において水害が多大な被害を及ぼした。この大雨により、住宅の浸水被害が27棟にのぼり、農業被害も莫大となった。

また、当町の気候環境は比較的内陸性を示し、夏は涼しく積雪は少なく、北海道では比較的温暖で過ごしやすなのが特徴である。

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

(2) 商工業者の現状

- ・商工業者数：207人（独自データ）
- ・小規模事業者数：198人（独自データ）

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地と災害リスクについて）
建設業	33	32	町内に分散：浸水・土砂災害のリスクあり
製造業	14	12	町内に分散：浸水・土砂災害のリスクあり
卸売業	5	5	町内に分散：浸水・土砂災害のリスクあり
小売業	42	41	町内に分散：浸水・土砂災害のリスクあり
飲食・宿泊業	26	25	浸水・土砂災害のリスクあり 本町地区に多い
サービス業 その他	87	83	町内に分散している 浸水・土砂災害のリスクあり

(3) これまでの取組

I)、当町の取組

項目	年月日	備考
平取町防災会議条例	H12. 3	
防災計画の策定	R01, 2	
平取町地域防災会議の実施	R01, 2	
防災備品の備蓄	R01, 2	土のう、発電機、衛生用品類 など

II、) 当商工会の取組

項目	年月日	備考
事業継続力強化計画（BCP）セミナー	H30. 9	11名参加
事業継続力強化計画認定制度の周知	H30. 10	商工会報配布（記事記載）
事業継続力強化計画認定制度の周知	R02. 9	商工会報配布（記事記載）

2. 課題

- ・緊急時の取組について定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分になされていない。
(手洗いとマスク着用の徹底・予防接種の推奨・体調不良者を出社させないルール作り・リモートワーク導入・休業補償や損害保険の必要性)

3. 目標

- ・地域内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発生時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発生後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※成果目標※

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	33	32	2	0	3	0	3
製造業	14	12	0	0	0	0	0
卸売業	5	5	0	0	0	0	0
小売業	42	41	0	3	3	3	0
飲食業	26	25	3	3	0	4	2
サービス業・その他	87	83	0	0	0	0	2
合計	207	198	5	6	6	7	7

※設定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、洪水・土砂災害のリスクが特に高いと想定される地域（本町地区・荷菜地区・去場地区・二風谷地区）を優先して、おおむね3期（15年間）で当該地区全ての小規模事業者が計画を策定するよう設定した。

※実施目標※

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	小規模事業者に対して災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる。	HP や商工会報で周知 セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る。	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の強化	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	協議会議開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る。	職員会議及び勉強会の開催	年1回

4、その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合せて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5、事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～ 令和8年3月31日）

6、事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

平取町	平取町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・ 事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・ 日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により職員間の情報並びに連携を図る。

ア、小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導及び窓口相談業務の際に、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等リスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明する。
- ・ 当会が発行する会報やホームページにおいて本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の策定による災害時シミュレーションをするよう指導及び助言する。
- ・ 事業継続力強化の取組に関する専門家を招いて小規模事業者に対する普及啓発セミナーを開催し、計画策定の有効性及び策定手法の概要等を説明・指導する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生の可能性があり、感染の状況も日々変化するため事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく冷静に対応するよう周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業所への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ、商工会の事業継続計画の作成

- ・ 当商工会は、令和3年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ、関係機関との連携

- ・関連する保険会社等に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいという観点からもリスクファイナンス対策の重要性を認識の上、各共済・保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

エ、フォローアップの実施

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	33	32	2	0	3	0	3	2	0	3	0	3
製造業	14	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売業	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小売業	42	41	0	3	3	3	0	0	3	3	3	0
飲食業	26	25	3	3	0	4	2	3	3	0	4	2
サービス業・その他	87	83	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
合計	207	198	5	6	6	7	7	5	6	6	7	7

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ、当該計画に関する訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認等を行う。
（訓練は必要に応じて実施する。）

カ、発生時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてはあらかじめ当町観光商工課と協議し、策定する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、以下の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動につなげる。

ア、応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、自身の安全を確保でき次第、携帯電話等を活用して速やかに職員とその家族の安否確認を行う。
連絡方法の優先順位 ①電話 ②SNS（LINE・メッセージ） ③メール（ショートメール・Eメール等）

- ・安否確認後、近隣の施設・家屋・道路など大まかな被害状況や業務従事の可否について電話・LINEを用いて情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ、応急対策の方針決定

- ・平取町災害対策本部の方針に従い、当町観光商工課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配置の目安	配置要因
出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	全職員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時 ・町内に震度4の地震が発生したとき 	全職員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発生後 ～ 1週間	1日3回共有する
1週間 ～ 2週間	1日2回共有する
2週間 ～ 4週間	1日1回共有する
1か月以降	2日1回共有する

※感染症等の対策についても必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

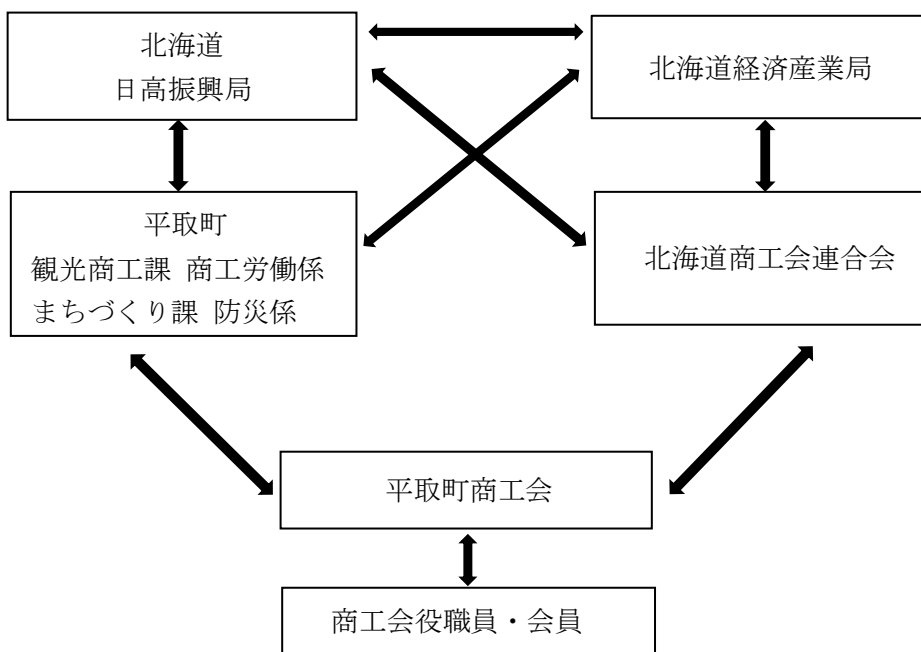
(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、被害を最小限に防止するため、迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害による被害拡大を防ぐため、情報共有と報告体制を整備することで、発生防止措置に繋げる。

- ・当会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行なう。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当会と当町が共有した情報は、北海道の災害情報等報告取扱要領に基づき、指定する方法により日高振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象とした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険・各種給付金、補助金制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れのある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

- ・平取町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。

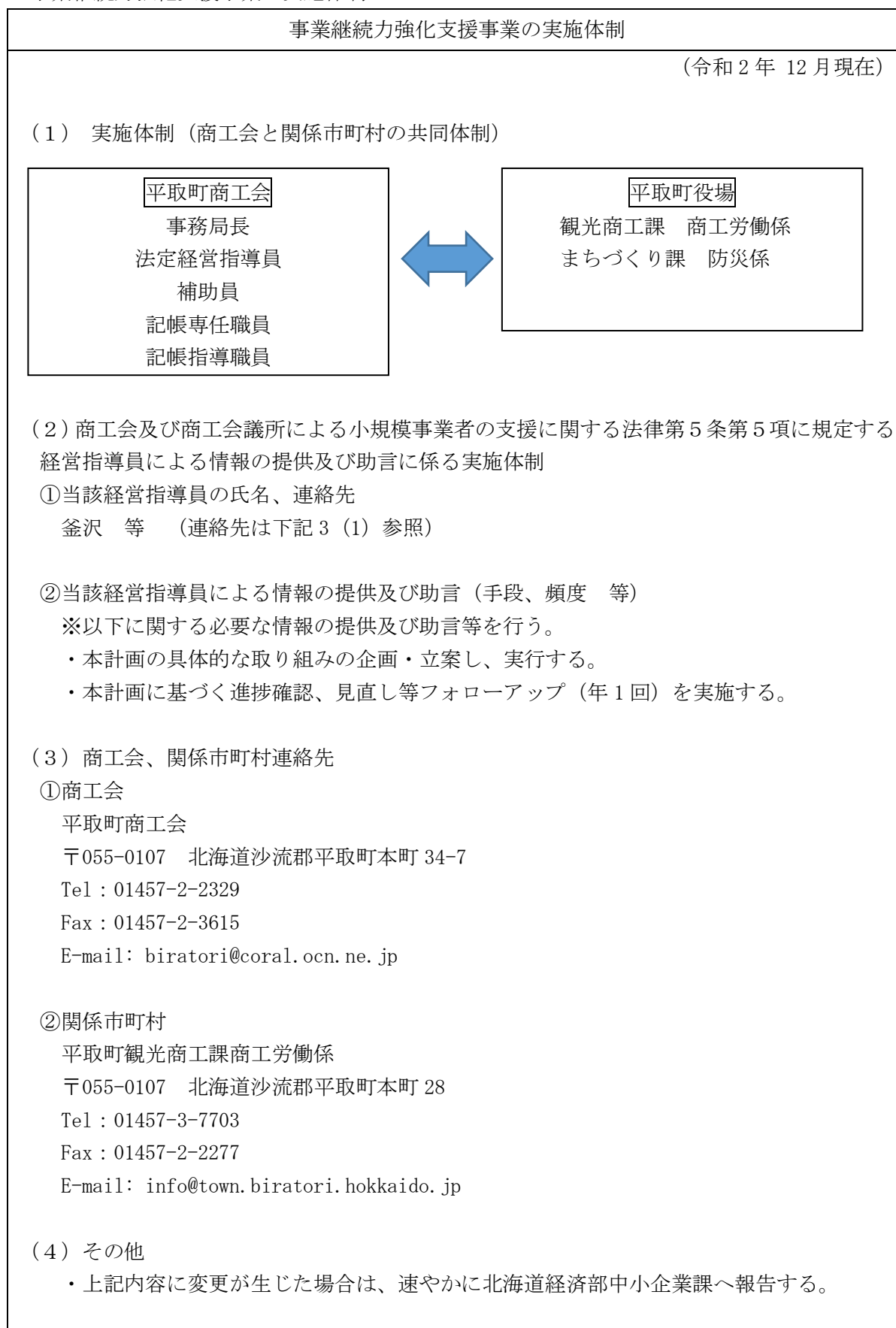
- ・被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、平取町・平取町商工会の HP 及び会報・広報誌において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額

(単位 千円)

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ チラシ等作成費	10	10	10	10	10
・ 防災・感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

2 調達方法

調 達 方 法
会費収入、平取町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。